

校内のネットワーク等の管理，運用に関する規程

仙台市立郡山小学校

（趣旨）

第1条 この規程は，仙台市立郡山小学校（以下「本校」と称する）での校内 LAN 及びインターネット等の適正かつ有効な利用をはかるため，必要な事項を定めるものとする。本校は LAN 及びインターネットの利用に際し，以下に定める条項に基づき，運用するものとする。

（利用者）

第2条 本校の LAN システムを利用できるのは，本校職員及び本校児童のみである。

（インターネット利用の基本）

第3条 本校においてインターネットを利用するに当たっては，児童及び保護者，関係者の個人情報の保護に努めながら，次の各項の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 児童の情報活用能力の育成
- 教育課程全般における効果的な活用
- ネットワークエチケット（ネチケット）の涵養
- 開かれた学校づくり
- 諸教育活動の推進

（インターネットの利用目的）

第4条 インターネットの利用目的は，次の各項に定めるものとする。
教育情報の収集の迅速化と共有化を図り，種々の教育情報を生かした効果的かつ多様な教育活動等を側面から支援する。
校内の情報交換を促進し，教育活動の活性化を図る。
広く社会に情報を発信し，国内での交流・連携を図る。
情報教育メディアの活用を促進し，高度情報通信社会に対応した資質の育成及び向上を図る。

（インターネットの主な利用形態）

第5条 インターネットの主な利用形態は，次の各項に定めるものとする。

- 情報の発信
学校の概要，特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を，本校のホームページで発信する。
- 情報検索及び収集
ホームページ，電子メールを利用して，学習に関連する情報を検索・収集したり，関連する質問を送り回答を得たりする。
- 学習支援
学習を支援するホームページにアクセスし，個別学習や調べ学習に利用する。
- 教材作成
ホームページ，電子メールを利用して，授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して，教材作りに活用する。その際，著作権者の許諾を得た上で教材作りに利用する。
- 国内での交流
ホームページ，電子メールを使用して，学校と交流のある国内の学校との通信を行う。

ホームページの内容（画像，文章など）を教材あるいは資料として印刷・配付して使用する場合は，著作権がフリーであるかどうかを確認した上で使用する。

アプリケーションソフトウェアは，いかなる理由があろうとも記憶媒体（CD，MO，個人へのコンピュータなど）へのコピーをしない。違法コピーは厳禁である。

(個人情報の発信とその範囲)

第6条 インターネットを利用して児童の個人情報を発信する場合は、本人、保護者及び校長の同意を前提とする。ただし、児童の発達段階によって本人の同意が得られない場合は、保護者及び校長の同意を得るものとする。また、職員等の関係者については、本人及び校長の同意を前提とする。

第7条 インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次の各項に定めるところによる。

氏名

原則としてフルネームは使わず、イニシャルや姓を用いる。

意見・主張等

児童の意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において発信することができる。

写真

児童の写真を使う場合は、集合写真にするなど個人が特定できないように配慮する。

住所等

住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、その他の個人情報は発信しないものとする。

(教師による指導の徹底)

第8条 インターネットを利用する場合には、他人を誹謗中傷しない、著作権、肖像権、知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的モラル(ネチケット)に留意するとともに、児童の情報モラルの涵養を図るものとする。

第9条 児童が電子メールを発信するデータや情報は、教師の確認を経て外部に発信するシステムを構築する。児童のホームページは原則として構築せず、必要ある時は、その都度教師の確認を経て、校長の決裁を得て行うものとする。

第10条 インターネット上の情報を利用するに当たっては、その情報の信憑性に関する指導も行うものとする。具体的にはインターネット上の情報が必ずしも正しいわけではないことを伝え、情報の確認には複数のメディアや情報源を用いることを教え、正しい情報を見抜く力を身につける必要性を伝えなければならない。

第11条 インターネット上には、児童にとって不適切な内容を含むページも多数あることを念頭に置き、情報モラルに対する指導を日常的に行わなければならない。

第12条 コンピュータ室及び職員室のコンピュータの設定を変更しないものとする。なお設定変更があった場合は、授業担当教師が責任を持って初期状態に戻すものとする。

(セキュリティ)

第13条 インターネット等のネットワークを利用するに当たっては、次の各項に定めるところにより、個人情報及びデータ等の保護に努める。

インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報については、その取り扱いについて十分に指導するとともに、ブラウザソフトのセキュリティ機能を利用してアクセスを制限する。

ネットワークに接続するパソコンを特定し、それ以外のパソコンは直接ネットワークに接続しないものとする。

校内LANに接続する場合は、外部接続のパソコンと校内LANとの間に、ネットワークに接続されたLAN内のセキュリティを保つためのソフトウェア等を設け、校内LANへ外部からの違法な侵入を防ぐこととする。

個人情報を含むデータは、十分にセキュリティを考慮したサーバ内(CかDは可、SとTは不可)に置くか、もしくはフロッピーディスク等のリムーバブルな媒体に保存して管理し、恒常的に外部のネットワークから閲覧できないようにする。

ウイルス(コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム)の被害を予防するため、最新のワクチン(ウイルスを発見し、駆除するために作られたソフトウェア)によるウイルス検査を定期的に行う。感染が発見された場合は、詳細を調査の上、ネットワーク管理責任者が適切な処置を施す。

ウイルスの侵入を防ぐために、フリーソフトなどのダウンロードやインストールを行わない。ただし、教育上の必要があると考えられるソフトウェアについては、ネットワーク管理責任者へ相談の上、ウイルスチェックを行い、問題がない場合のみダウンロードやインストールを行うものとする。

電子メールからウイルスを受信した場合は、放置したままにはしない。

ネットワーク管理責任者は、校長の指導の下、責任を持って早急に駆除に当たる。

校内 LAN 及びインターネットの利用に際して諸問題が発生した時は、直ちに校長の指導の下、関係諸機関と連携をとりながら問題の解決に当たるものとする。

（責任の所在）

第 14 条 本校の定めるサーバ内にある、学校のホームページに掲載された情報について、校長は責任を負う。

第 15 条 校長はインターネット利用の適正を図るため、校内にネットワーク管理責任者を置くものとする。

第 16 条 ネットワーク管理責任者は、本校のホームページの管理及び電子メールの管理を行う。

第 17 条 本校のホームページの内容については、年度当初にネットワーク管理者より示された年間の計画に基づき内容を検討して各担当で作成に当たる。

第 18 条 学校の電子メールアドレスを使用しての送信は、職務上必要な場合に限り使用する。

第 19 条 ネットワーク管理責任者は、インターネットの接続に必要な環境の設定及び校内 LAN の環境設定に努める。

（電子メール）

第 20 条 電子メールの利用については、本校及び本校職員の公的なアカウントのみを使用することとする。ただし、必要に応じて仙台市教育センターからの公的なアカウントの発行を受けた場合はそのアカウントを使用して利用することができる。

第 21 条 電子メールは有効な通信手段として職員、児童が活用できるように次の各項により運用する。

個人情報や安易に発信してはならない。発信に当たっては、適正な手続きを経なくてはならない。

他人への誹謗中傷、著作権、知的所有権の侵害等に関する内容の電子メールは発信しない。

電子メールの発信については、指導に当たる教師の確認を経た上で行う。また、ネットワーク管理責任者または指導に当たる教師は、児童が発信するデータを集約し、その内容を確認した上で発信するシステムを構築するように努める。

電子メールの利用は、ネチケット育成の有効な場としてとらえ、各学年段階に応じてネチケットの涵養を図る。

受信した電子メールの管理と対応は、主にネットワーク管理責任者が行い、内容に応じて印刷あるいは複製し、各担当に配付する。ネットワーク管理責任者が知り得た情報は、原則として、校長の許可を得て周知するものとする。

（リンク）

第 22 条 本校のホームページに対する他からのリンクは、教育目的のものについては原則自由とする。また、著作権表示を明確にし、ページの複製等については、本校校長の同意の上認める旨をホームページ上に明記する。

第 23 条 本校のホームページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮し、設定するものとする。有害情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

（著作権）

第 24 条 ホームページに掲載するに当たっては、事前に本人または、保護者の同意を得たものについてのみ掲載するものとする。

第 25 条 掲載した情報（絵画、写真、作文等）の著作権は、すべて校長に帰属し、ホームページ上では学校名で掲載する。必要に応じて児童のイニシャルや姓等を掲載することもある。

第 26 条 著作物等を複製または転載し、本校のホームページで公開する場合は、公開前に著作者及び著作権者の承諾を得るものとする。

(インターネット利用規程の見直し)

第 27 条 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この校内規程に示した事項の見直しの必要が生じた時は、校内において十分な検討を経て、基準の見直しを行うものとする。

第 28 条 本規程を本校のホームページ上で、必ず明記するものとする。

(校内情報管理運営委員会の設置)

第 28 条 本校に校内情報管理運営委員会を設置する。本校のホームページの開設に際し、適切な情報公開を行うとともに、インターネットの教育利用に関する基礎研究を行い、高度情報通信社会に対応していくべき本校の情報化を推進する。そして、校内の適正な情報の管理と運用の推進を図る。

構成員は次のとおりとする。

校長，教頭，教務主任，ネットワーク管理責任者，事務職員，上学年部代表，下学年部代表
ホームページ運用要項に基づき，ホームページを作成する。

インターネットの接続に必要な環境の設定に努める。

校内の情報化の推進に努める。

(附則)

本規程は、平成 18 年 3 月 24 日から施行する。